

国外運転免許証の交付申請手続きについて

外国で運転したい場合、国外運転免許を申請することができます。

手続場所	運転免許センター (警察署では手続きできません)
受付時間等	月曜日から金曜日(平日のみ)
	※土曜日・日曜日・祝日・振替休日及び年末年始の休日は手続きができません。
	午前 8 : 30 ~ 11 : 00 午後 1 : 00 ~ 4 : 00
交 付	即日交付(1時間30分程度)
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許証 ○ パスポート、渡航証明書、乗員手帳等、渡航するものであることを証明する書類 ○ 申請用写真 1枚 (申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、顔中心、無背景のもの、 サイズは縦4.5cm×横3.5cm。) ※ 提出された写真で国外免許証を作成しますので、明るく、鮮明なものを持参してください。
代理申請	<p>※申請者が現に渡航中の場合に限り、代理人による申請ができます。</p> <p>【必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請者がお持ちの日本の免許証 ○国外運転免許証(有効期限が切れたもの) ○写真1枚(上記と同じ) ○パスポートのコピー ○委任状(記載例はこちらです。) ○代理人の身分を確認できる書類(免許証、マイナンバーカード等)
手数料	国外運転免許証交付手数料 2,350円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許証の住所が秋田県内にない方、あるいは住所が県内にある方で住所等を変更している方は、変更手続きが必要になります。手続きに必要な書類は、住所変更手続きのページを参照してください。 ○ いまお持ちの運転免許証の有効期間が1年以上ない場合、期間前更新が必要になることがあります。(国外免許証の有効期間は1年間ですが、日本の運転免許証が失効又は取り消されたときは、その効力を失うため。) ※詳細については下記までお問い合わせください。 ○ ジュネーブ条約締結国(96か国、2地域)では上陸の日から起算して1年間(ただし、当該国際免許証の有効期間内に限る)は運転することを認めるとされています。 ただし、国及び地域によっては、その法令等の規定により、運転が制限されたり、日本の運転免許証の提示を求められることがありますので、各国の実情の詳細については、その国の日本大使館又は領事館等におたずねください。

お問い合わせ先

運転免許センター TEL 018-824-3738

または福崎町の警察署(免許受付)まで